

特定建設作業の種類	騒音の大きさ	作業できない時間	1日の作業時間の制限	作業期間	作業日				
くい打ち機、くい抜き機、くい打くい抜き機を使用する作業	(全区域) 作業場所の敷地境界線上で85デジベルを越えないこと	(法第1号区域)	(法第1号区域)	(全区域)	(全区域)				
びょう打機を使用する作業		午後7時から翌日午前7時まで	10時間／日を越えないこと			連続6日を越えないこと	日曜日、その他の休日における作業は禁止		
さく岩機を使用する作業									
空気圧縮機を使用する作業		(法第2号区域) (その他の区域)	(法第2号区域) (その他の区域)						
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業									
★バックホウ（定格出力80kW以上）を使用する作業								午後10時から翌日午前6時まで	14時間／日を越えないこと
★トラクターショベル（定格出力70kW以上）を使用する作業									
★ブルドーザー（定格出力40kW以上）を使用する作業									

【注意】

作業を開始した日に終わるものについては対象外

騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

★のある3種は、法第1号区域と法第2号区域内での作業のみ対象（上板町は法第2号区域なし）